

被災された事業主の方へ ～ 東日本大震災に伴う特例措置のご案内～

このたびの東日本大震災を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。
詳しくは、千葉労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。
被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「震災等緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r9852000001amdb.pdf>)

2. 東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために休業等を行なった場合、休業手当相当額等の一部が助成されます。

なお、以下の(1)～(3)に該当する場合、生産量等の確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」に短縮、これまでの支給日数にかかわらず最大300日の受給が可能、被保険者期間6ヶ月未満の人も助成対象などの特例措置が設けられていますので、ご活用ください。

- (1) 千葉県等9県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所
- (2) 上記(1)の事業所と一定規模以上の経済的関係(1/3以上)を有する事業所
- (3) 上記(2)の事業所と一定規模以上の経済的関係(1/2以上)を有する事業所

事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_riyou.pdf)

雇用調整助成金の活用Q & A

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_qa.pdf)

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金リーフレット

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_leaflet.pdf)

東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/joseikin_tokurei.pdf)

雇用調整助成金を更に拡充します

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/joseikin_kakuju.pdf)

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>)

労働保険料、社会保険料などの免除、納付の猶予等

1. 被災地域(千葉県の一部地域も含まれます。)の事業所において、震災の被害により、従業員に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合などに、申請に基づいて、労働保険料、社会保険料の免除を行います(最長で平成23年3月から24年2月まで)。

労働保険料の免除の場合における「従業員に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合」とは、具体的には、「大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、1か月の労働者一人当たりの賃金額(休業手当を除く。)が2分の1未満になっている場合」が該当します。

2. 1の要件に該当しない場合でも、労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限を、以下のとおり延長します。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業主の方は、手続きなしで、自動的に納付期限を延長します。

以外の地域の事業主の方も、震災により財産に相当な損失を受けたときには、申請に基づいて、1年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。

詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。申請様式等のダウンロードもできます。

東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ～労働保険における特例措置についてお知らせします～
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>)

社会保険料については、日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」(0120-707-118)又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

詳しくは、千葉労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016eu3.html>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・千葉労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)